



# お酒の適正な 販売管理に向けて

年齢確認や酒類の陳列場所等への表示を行うなど  
お酒の適正な販売管理をお願いします。

ルールを守って  
売りましょう!

この冊子は、平成28年6月に一部改正された「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の改正内容を反映しています。

平成29年4月

国 税 庁

売る人、売り方、ルール。

# 酒類販売管理者の選任・研修の受講

酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者のうちから、酒類販売管理者を選任しなければなりません。

## ① 酒類販売管理者の選任・届出書の提出

■酒類小売業者（酒類製造者又は酒類卸売業者であつて酒類の小売販売を行う者を含みます。）は、酒類の小売販売場（以下「販売場」といいます。）ごとに、酒類販売管理者を1人選任しなければなりません。

■酒類販売管理者に選任することができる者は、酒類の販売業務（※）に従事する者で酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者のうち、右の①～③に該当する者です。なお、酒類小売業者（法人であるときは、その役員）がその販売場において酒類の販売業務に従事するときは、自ら酒類販売管理者となることができます。

※「酒類の販売業務」とは、その販売場における酒類の販売（スーパー・マーケット等のレジにおいて酒類の代金の決済を行うことを含みます。）又は酒類の陳列、管理及び商品説明等の業務のことを行います。

■酒類販売管理者の選任は、その販売場において酒類の販売業務を開始するときまでに行わなければなりません。

■酒類販売管理者を選任したときは、2週間以内に「酒類販売管理者選任届出書」を、販売場を所轄する税務署に提出しなければなりません。

### ① 次の(1)、(2)に該当しない者

- (1) 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人
- (2) 酒税法第10条第1号、第2号又は第7号から第8号までの規定に該当する者

### ② 酒類小売業者に引き続き6か月以上の期間継続して雇用されることが予定されている者（酒類小売業者と生計を一にする親族及び雇用期間の定めのない者を含みます。）

### ③ 他の販売場において酒類販売管理者に選任されていない者

同一人が複数の販売場の酒類販売管理者になることはできません。

## ② 酒類販売管理者の役割

■酒類販売管理者は、酒類の販売業務に関する法令を遵守した業務が行われるよう酒類小売業者に助言（※1）し、あるいは酒類の販売業務に従事する従業員等に対して指導（※2）を行います。

■酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を尊重しなければなりません。また、酒類の販売業務に従事する従業員等は、酒類販売管理者の指導に従わなければなりません。

### ※1 酒類小売業者に対する助言の主なもの

- (1) 未成年者の飲酒防止に関する表示基準をはじめ、酒類の販売業務に関する法令を遵守し、適正な販売管理を図るために必要な事項
- (2) 酒類の販売業務に従事する従業員等への指導体制の整備に関する事項

#### 具体的な例

- 社内研修（酒類の販売業務に関する法令の知識修得等を目的とするもの。）の積極的な実施を酒類小売業者に促す。

### ※2 従業員等に対する指導の主なもの

- (1) 年齢確認の実施及び酒類の陳列場所における表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項
- (2) アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等を修得するための社内研修に関する事項

#### 具体的な例

- 未成年者と思われる者に対する年齢確認を、確実に実施するよう指導する。
- ポスターの掲示、店内放送などによる未成年者飲酒防止及び適正飲酒等の注意喚起を適切に実施するよう指導する。

# 酒類販売管理者の選任・研修の受講

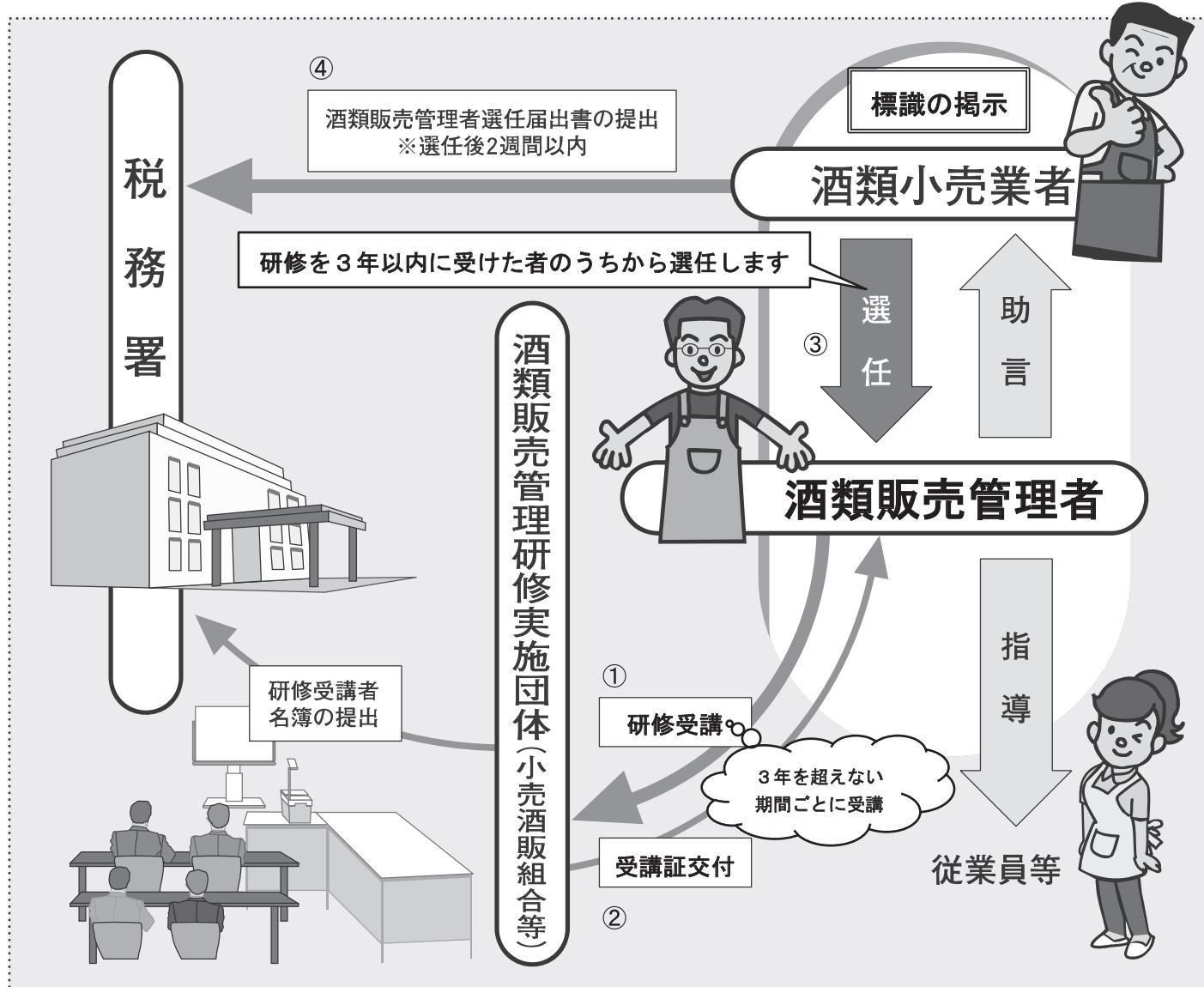
**酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。**

■酒類販売管理研修は、致酔性などを有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき関係法令の知識の向上を図ることにより、販売場における酒類の適正な販売管理の確保について実効性を高めることを目的として実施されるものです。

■酒類販売管理研修は、小売酒販組合など、財務大臣が指定した団体が実施します。

**酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲げなければなりません。**

■標識の掲示例については、14ページをご覧ください。



# Q&A

## 選任関係



酒類販売管理者を選任しない場合には、罰則がありますか？



酒類販売管理者を選任しない場合には、罰則の適用があります。  
(50万円以下の罰金)

罰則の適用があった場合には免許を取り消されることがあります。

また、酒類販売管理者を選任していても、選任届出書を所轄の税務署に提出していない場合には罰則の適用があります。

(10万円以下の過料)



酒類販売管理者は、要件さえ満たせば誰を選任してもよいのですか？



酒類販売管理研修を受けていていることや、未成年者ではないことなど、2ページに記載されている要件を満たせば、誰を選任しても差し支えありません。

しかし、小売業者に助言し又は酒類の販売業務に従事する従業員等に指導を行う方ですので、酒類の販売業務について責任をもって管理できる立場にある、例えば、店長、酒類売場の責任者等を選任するようお願いします。



酒類販売管理者は常駐しなければならないのですか？



常駐する義務はありません。しかし、次の①～⑦のいずれかに該当する場合には、酒類の販売業務に従事する方の中から、酒類販売管理者に代わる方を責任者として指名し、配置するようお願いします。

なお、責任者は成年者（特に①夜間）とするようお願いします。

- ① 夜間（23時から翌日5時）において、酒類の販売を行う場合
- ② 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（2～3時間以上）不在となることがある場合
- ③ 酒類売場の面積が著しく大きい場合（100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名）
- ④ 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合（酒類販売者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名）
- ⑤ 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20メートル以上離れている場合）
- ⑥ 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（3か所以上ある場合）
- ⑦ その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

## Q&A

### 研修関係



研修を受講していない者を酒類販売管理者に選任することができますか？



A 研修を3年以内に受講している者のうちから酒類販売管理者を選任しなければならないため、研修を受講していない者を酒類販売管理者に選任することはできません。

酒類販売管理者を選任しない場合には、4ページに記載のとおり、罰則の適用があります。

酒類販売管理研修は、致醉性などを有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき関係法令の知識の向上を図ることにより、販売場における酒類の適正な販売管理の確保について実効性を高めることを目的として実施されるものです。必ず受講させてください。



研修には、受講手数料がかかるのですか？



A 研修受講には、各研修実施団体が定める受講手数料として実費相当額をご負担いただくことになります。具体的な金額は各研修実施団体にお尋ねください。各研修実施団体の連絡先は、国税庁のホームページ（酒類販売管理研修実施団体の指定状況等）からご確認いただけます。



研修ではどのようなことを学ぶのですか？



A 次のような事項についての知識を修得していただきます。

- 酒類の特性
- 酒類小売業者等が酒類の販売業務に関して遵守しなければならない法令（酒税法、酒類業組合法、未成年者飲酒禁止法、リサイクル関係法、独占禁止法等）
- 酒類と健康等
- 酒類の商品知識



酒類販売管理者に、定期的な研修の受講をさせていない場合には、罰則がありますか？



A 法令が改正されることもあり、また変化の激しい現代において、酒類の適正な販売管理をしていただくためには、常に新たな知識を修得していただく必要があることから、前回の研修を受講してから3年を超えない期間ごとに、研修を受講することが義務づけられていますので、必ず受講させてください。

定期的な研修の受講をさせていない場合には、勧告、命令を経て、罰則の適用（50万円以下の罰金）があり、併せて免許を取り消されることがあります。



# 酒類の陳列場所等における表示

酒類の陳列場所には、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨(※1)を表示しなければなりません。

■これらの表示は、100ポイントの活字以上の大きさの日本文字で明りょうに表示しなければなりません。

なお、100ポイントは最低限のものですので、酒類の売場の面積、陳列棚の大きさ等を踏まえてできるだけ大きな文字で、目立つよう表示していただくようお願いします。

■酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離(※2)されていない場合については、酒類を他の商品と陳列棚等により明確に区分(※3)した上で表示するなど、陳列されている商品が酒類であることを購入者が容易に認識できる方法により表示します。

## ※1 「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示とは

「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示とは、例えば、「成年者と確認できない場合は酒類を販売しません」、「年齢確認実施中、未成年者には酒類を販売しません」又は「年齢を確認の上、成人のみに酒類を販売します」等の年齢確認を実施している旨及び未成年者には酒類を販売しない旨の文言が一体的に表示されているものをいいます。

## ※2 「明確に分離」とは

「明確に分離」とは、酒類の陳列場所を壁若しくは間仕切り等で囲うことにより、又は酒類をレジカウンターの内側等に陳列して購入者が酒類に触れられない状態とする等により、酒類と他の商品の陳列場所を物理的に分離し、又は酒類の陳列場所を独立させることをいいます。

## ※3 「明確に区分」とは

「明確に区分」とは、例えば、酒類を他の商品と混在しないように区分して陳列し、酒類の陳列箇所を明らかにする等、陳列されている商品が酒類であること及び酒類の陳列箇所を購入者が容易に認識できるようにしていることをいいます。

なお、陳列棚等に酒類が陳列されているときは、右の①～③に掲げる場合に、「明確に区分」されているものとして取り扱われます。

### ①陳列棚等に陳列されている商品の全部が酒類である場合

陳列棚等(扉がある場合には扉を含む)の見やすい位置に、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示します。

冷蔵ケースのように扉がある場合には、扉を閉じた状態又は開いた状態のいずれの場合でも認識できるように表示します。

### ②陳列棚等に陳列されている商品の一部が酒類である場合

①陳列棚等(扉がある場合には扉を含む)の見やすい位置及び②酒類と他の商品を区分している棚板又は仕切り板等の両方に、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示します。

冷蔵ケースのように扉がある場合には、扉を閉じた状態又は開いた状態のいずれの場合でも認識できるように表示します。

### ③床に箱又はケースに入った商品を積上げている場合

積上げている商品の全部が酒類であるか、一部が酒類であるかに応じ、①又は②の方法に準じて、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示します。

①から③の表示には文字の大きさ(ポイント数)の定めはありません。表示する箇所の状況に応じた大きさで表示しましょう。

## ＜酒類の陳列場所における表示例＞

### ■表示① 「酒類の売場である」旨等の表示

お酒コーナー  
20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

■文字の大きさは100ポイント以上の大きさにしてください。

■100ポイントは最低基準です。売場に合わせてできるだけ大きな文字で表示しましょう。

100ポイント実物大

お酒

20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

### ■表示② 「明確に区分」するための表示（文字の大きさの定めはありません。）

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

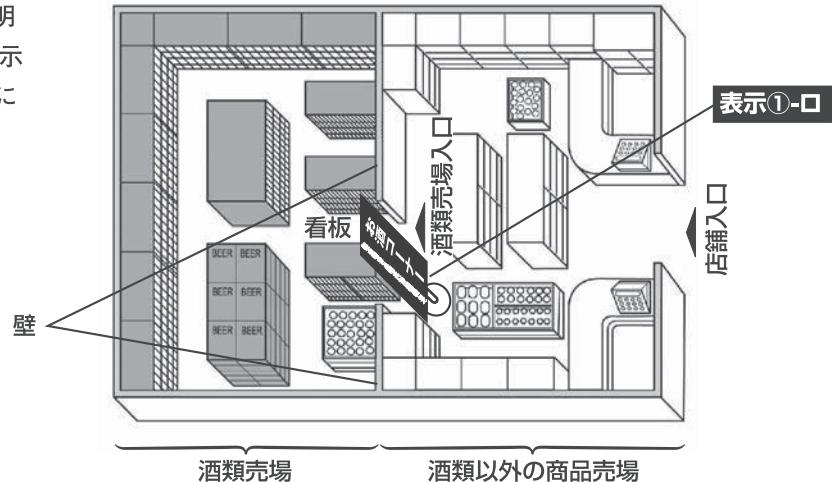
●酒類の陳列の仕方によって表示の方法が異なりますので、8 ~11ページを参照し売場に合わせた表示を行ってください。

## 酒類の適正な販売管理が確保されるためには、

■酒類と他の商品を明確に分離して陳列されることが望まれます。しかし、陳列することが難しい場合もあると思われます。このような場合には、酒類

### 1. 酒類と他の商品の陳列場所が壁等により明確に分離されている場合の表示例

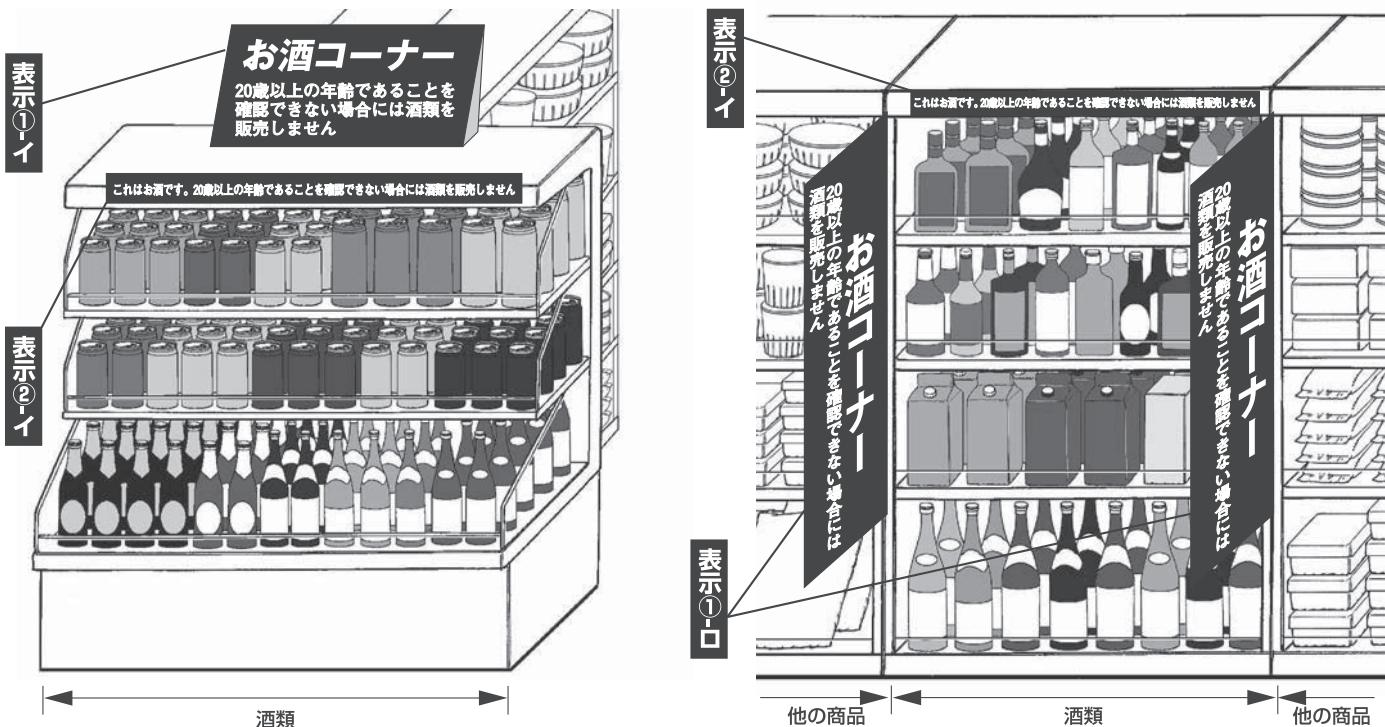
酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されている場合には、「お酒コーナー」等の表示（表示①）を酒類売場の入口付近などの見やすい場所に表示します。



### 2. 酒類と他の商品の陳列場所が壁等により明確に分離されていない場合の表示例

酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合には、酒類を他の商品と陳列棚等により明確に区分した上で表示するなど、陳列されている商品が酒類であることを購入者が容易に認識できる方法で表示します。

#### 2-1. 陳列棚等に陳列されている商品の全部が酒類である場合



■まず、陳列棚等の見やすい箇所に酒類を「明確に区分」するための表示をします。

表示②-イ

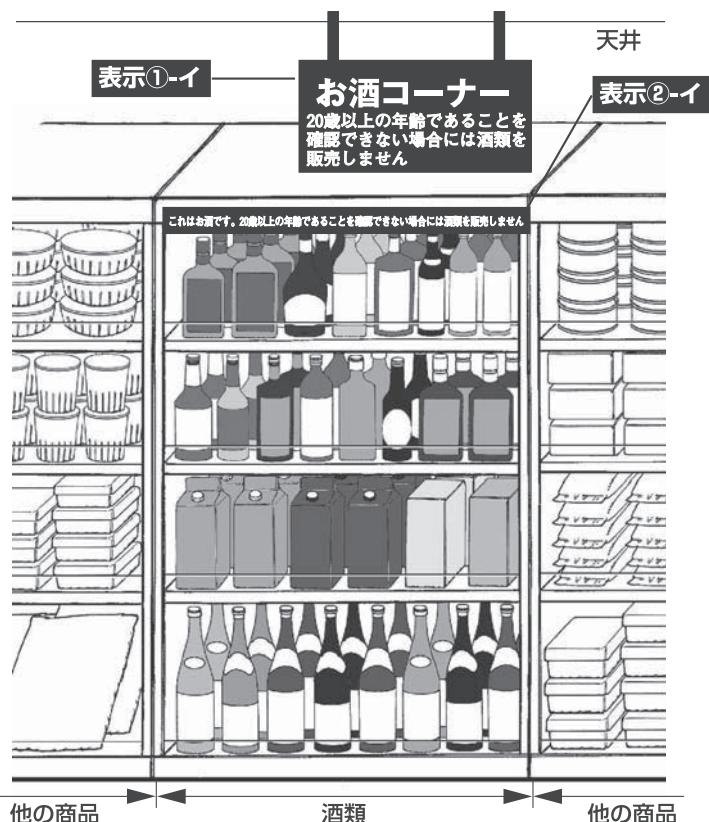
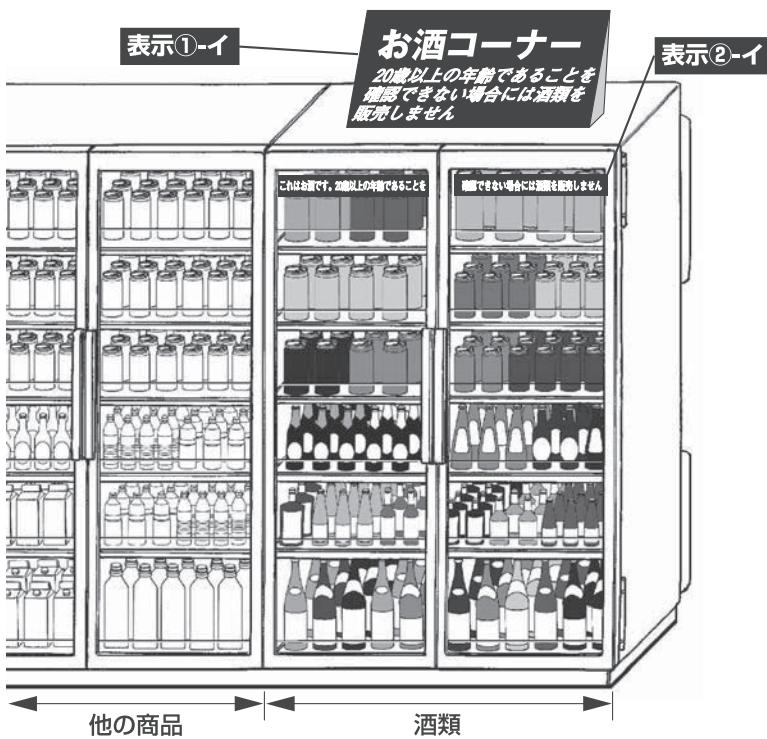
これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

表示②-口

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

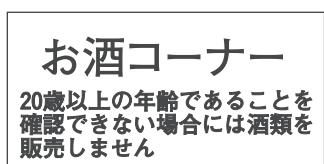
# 酒類の陳列場所等における表示

店舗の広さや売場レイアウトの関係で、酒類と他の商品を明確に分離してと他の商品を明確に区分し、確実に表示しましょう。

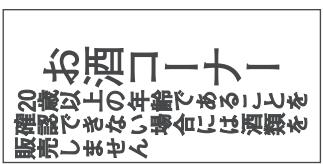


■さらに酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨等の表示をしてください。

表示①-イ



表示①-ロ



## 調味料売場に みりんを陳列 している場合

みりんを他の調味料と区別して陳列し、その陳列箇所に「陳列されている商品がみりんである」旨又は「みりん」の文言を明りように表示していれば、「酒類の陳列場所における表示」をしなくても差し支えありません。

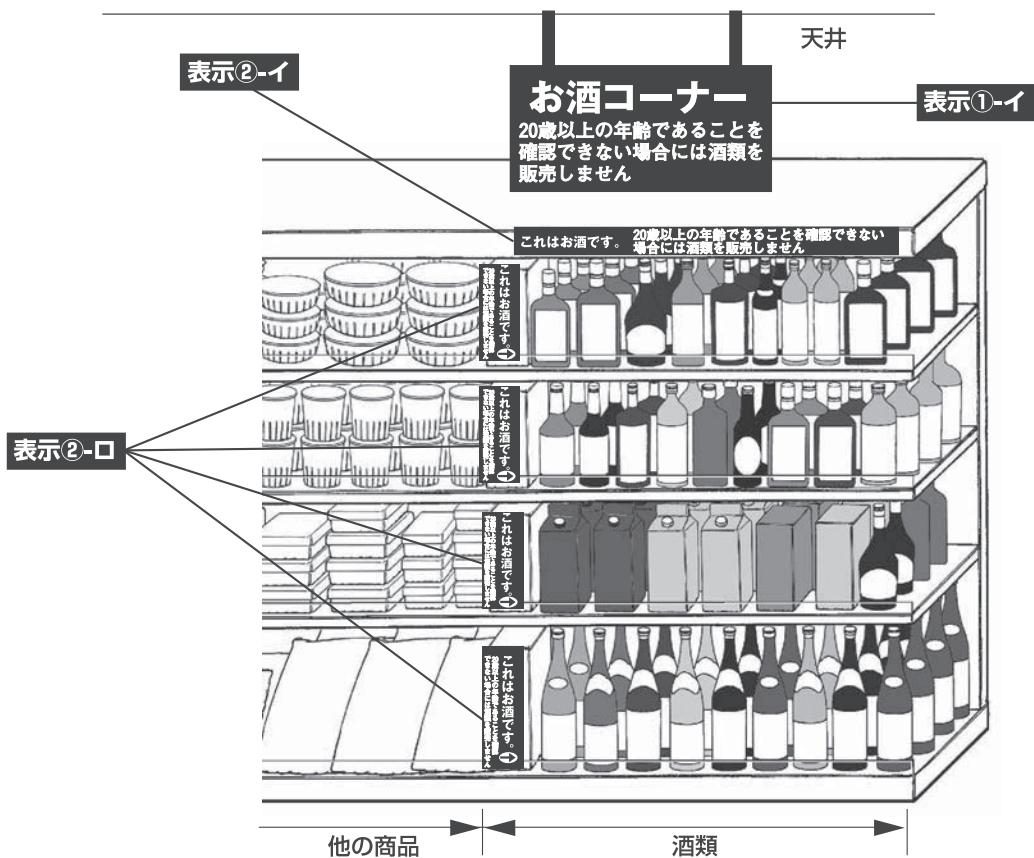
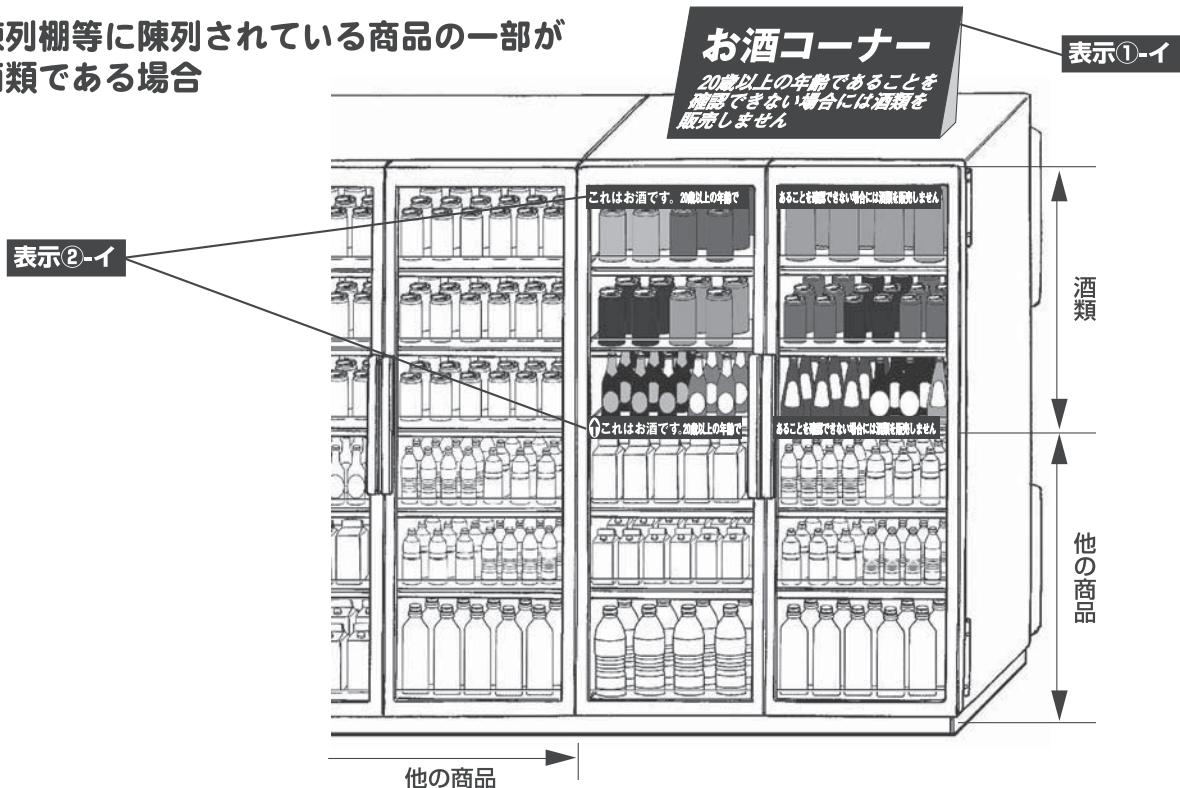
## 「ワインコーナー」 などと 表示する場合

清酒やワインなどの特定の種類の酒類だけを陳列する専門のコーナーが設けられている場合には、「お酒コーナー」等の表示に代えて、「清酒コーナー」や「ワインコーナー」等の表示をしても差し支えありません。

## 商品見本用の 酒類を陳列 している場合

酒類を商品見本として、あるいは売場のディスプレイとして陳列している場合には、「見本」等の表示をしていただければ「酒類の陳列場所における表示」をしなくても差し支えありません。

## 2-2. 陳列棚等に陳列されている商品の一部が酒類である場合



■まず①陳列棚等の見やすい位置及び②酒類と他の商品を区分している棚板又は仕切り板の両方に「明確に区分」するための表示をします。

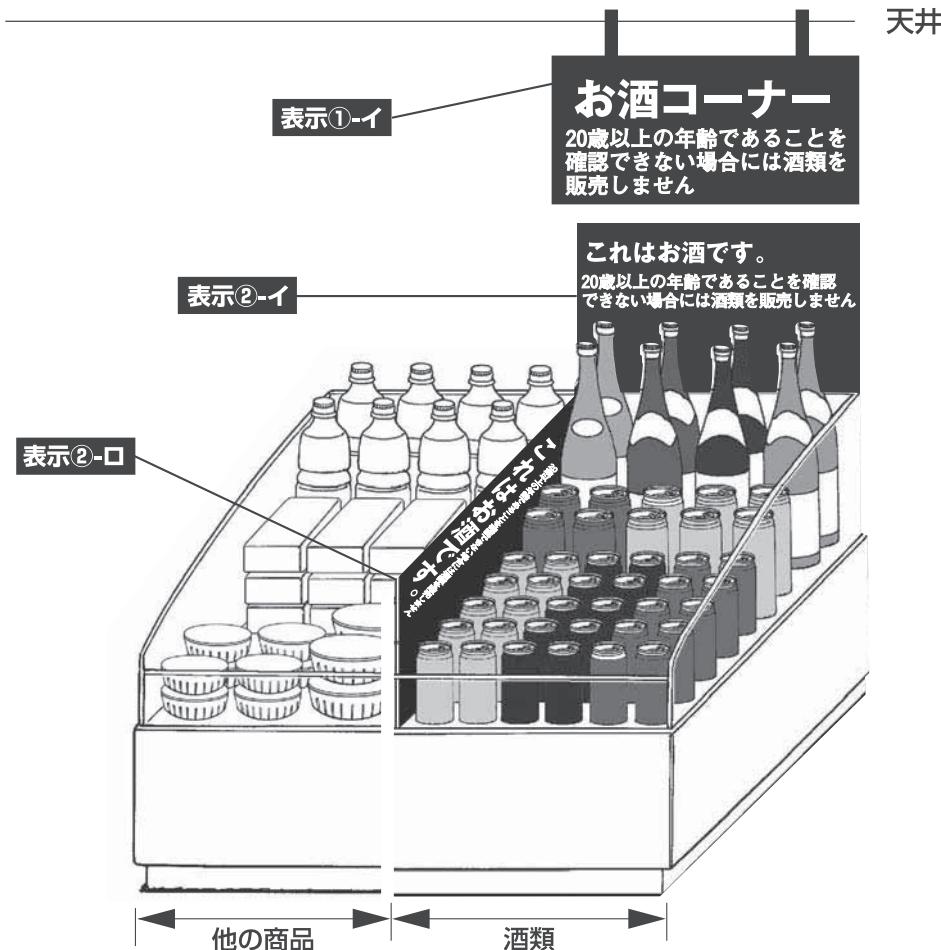
**表示②-イ**

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

**表示②-ロ**

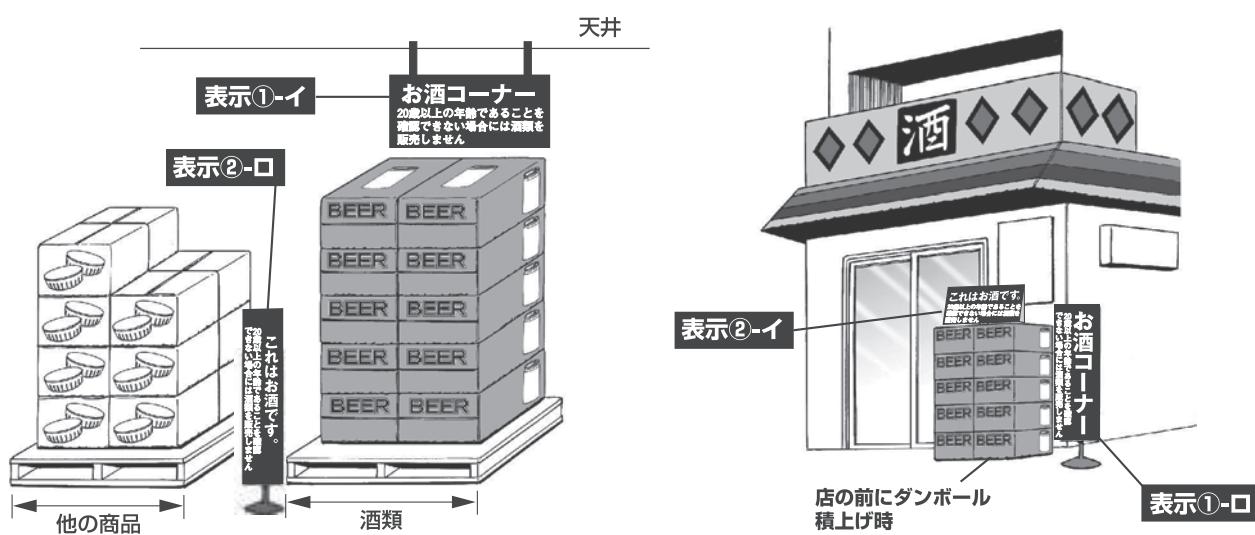
これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できません場合には酒類を販売しません。

# 酒類の陳列場所等における表示



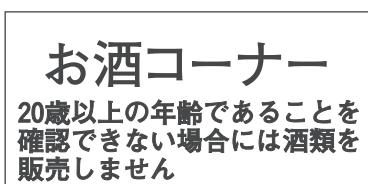
## 2-3. 床に箱又はケースに入った商品を積上げている場合

積上げている商品の全部が酒類であるか、一部が酒類であるかに応じ、前記(2-1)、(2-2)に準じて表示してください。

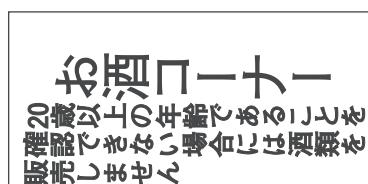


■さらに酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨等の表示をしてください。

表示①-イ



表示①-ロ



# 酒類の陳列場所等における表示

## 酒類の通信販売又は酒類の自動販売機については、それぞれ次のとおり表示しなければなりません。

### 酒類の通信販売における表示

■販売場において酒類の通信販売を行う場合には、次の1～3に応じ、それぞれに掲げる事項を表示しなければなりません。

#### 1. 酒類に関する広告又はカタログ等（インターネット等によるものを含む。）

「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨

酒類販売管理者の氏名や、酒類販売管理研修の受講事績等（14ページをご覧ください。）

#### 2. 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面）

申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨

#### 3. 酒類の購入者に交付する納品書等の書類（インターネット等による通知を含む。）

「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨

■表示義務が課される通信販売とは、商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいい、具体的には次のようなものが該当します。

- ①カタログやホームページ・電子メールを利用した通信販売
- ②新聞の折込チラシ等に「電話（FAX）いただければお届けいたします」等の表示をし、注文に応じて酒類を配達するもの。

■左記に掲げる事項は、10ポイントの活字（インターネット等による場合には酒類の価格表示に使用している文字）以上の大きさの統一のとれた日本文字で明りょうに表示しなければなりません。

#### 【ホームページにおける表示例】



### 酒類の自動販売機における表示

■酒類の自動販売機に対する表示については、「未成年者の飲酒は法律で禁じられている」旨、免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地、電話番号及び「午後11時から翌日午前5時まで販売を停止している」旨を表示しなければなりません。

#### 【酒類の自動販売機における表示例】

#### 未成年者の飲酒は法律で禁止されています

免許者の氏名又は名称 株式会社 ○○酒店

酒類販売管理者の氏名 ○○一郎

連絡先の所在地及び 東京都千代田区霞ヶ関X-X-X  
電話番号 03-3581-XXXX

午後11時から翌日午前5時までは販売を停止しています

# 酒類小売業に対する社会的要請

酒類小売業には、これまで述べてきたような法令で定められた義務の遵守のほかに、次の事項をはじめとする様々な社会的要請への適切な対応が求められています。

## ①未成年者の飲酒防止に積極的に取り組みましょう！

未成年者の飲酒に起因する事故等が社会的な問題となっています。未成年者の飲酒を防止するため、次のような取組を積極的に行いましょう。

- (1) 未成年者と思われる購入者には年齢確認を実施しましょう。また、「未成年者の飲酒は法律で禁止されています」「年齢確認実施中」などの店内放送の実

施、ポスターの掲示などにより注意喚起をしましょう。

- (2) 未成年者がアクセスできない改良型酒類自動販売機への移行・適切な管理に取り組みましょう。また、将来的には全ての酒類自動販売機を撤廃していきましょう。

## ②酒類の公正な取引環境の整備に取り組みましょう！

酒類業界の現状を見ると、酒類が顧客誘引の目玉商品として著しく安価で販売されるなど、過度な競争が行われているとの指摘があります。

国税庁の「酒類の公正な取引に関する基準」や「酒類に

関する公正な取引のための指針」、独占禁止法、公正取引委員会の「酒類ガイドライン」などを遵守した販売を行うなど、公正な取引環境の整備に取り組みましょう。

## ③容器包装のリサイクルに取り組みましょう！

循環型社会の形成は国民社会に課せられた責務です。リターナブル容器入りの酒類を販売している場合には、次のことについて積極的に取り組みましょう。

- (1) 消費者がリターナブル容器を持参した場合の回収マニュアルを定め、酒類容器のリサイクルに積極的に

取り組みましょう。

- (2) 酒類の売場に、ビールびんなどのリターナブル容器の周知のための表示及びこれらの空容器を回収している旨の表示をしましょう。

## ④適正飲酒を啓発しましょう！

過度の飲酒は、臓器障害やアルコール依存症などの様々な問題を引き起こします。また、アルコール健康障害対策基本法が施行されるなど、不適切な飲酒の誘引の防止等に向けた、社会的な要請が高まっています。酒類を取り扱う

事業者として、節度ある販売を心がけるとともに、店内放送の実施や店頭・売場への表示などにより適正飲酒を積極的に啓発しましょう。

# 標識の掲示

酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲げなければなりません。

販売場に掲げる「標識」のイメージ

酒類販売管理者標識	
販売場の名称及び所在地	国税酒店 千代田区霞が関3-1-1
酒類販売管理者の氏名	国税 太郎
酒類販売管理研修受講年月日	平成29年4月1日
次回研修の受講期限	平成32年3月31日
研修実施団体名	霞が関小売酒販組合

- 標識の様式例については、国税庁のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/hambai/mokujih.html>  
〔ホーム>税について調べる>酒税行政関係情報（お酒に関する情報）  
>酒類の販売管理〕

- カタログ等（インターネット等によるものを含みます。）を利用した通信販売を行う場合、カタログ等に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等の表示が必要です。カタログ等の見やすい場所に表示をお願いします。

# お酒の適正な販売管理に向けてのチェックシート

該当する項目についてすべて実施されているか、チェックシートを使って確認してください。

1 酒類販売管理研修を3年以内に受講した者のうちから酒類販売管理者を選任し、「酒類販売管理者選任届出書」を、販売場を所轄する税務署に提出している。(P2 参照)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2 酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させている。(P3 参照)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3 酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示(通信販売を行う場合はカタログ等へ表示)している。(P3、P12、P14 参照)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4 酒類販売管理者が長時間不在となる場合等には、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を責任者として必要な人数を指名し、配置している。(P4 参照)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5 酒類の陳列場所に表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行っている。(P6～P11 参照)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示を行っている。(P6～P11 参照)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7 酒類の通信販売を行っている場合には、表示基準に則って必要な表示を行っている。(P12 参照)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
8 酒類の自動販売機を設置している場合には、表示基準に則って必要な表示を行っている。(P12 参照)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
9 未成年者と思われる者に対して、年齢確認を行っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
10 適正飲酒又は未成年者の飲酒防止を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
11 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「飲酒運転は禁止されている」旨の表示又は飲酒運転の防止に関するポスターの掲示を行っている等、飲酒運転防止のための取組を行っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
12 リターナブル容器入りの酒類を販売している場合には、リターナブル容器の周知(ポスター等の掲示等)及び回収している旨の表示を行っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

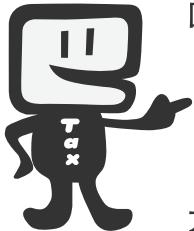
チェックシートに、「いいえ」がある場合は、早急に改善に取り組み、酒類の適正な販売管理を行うようお願いします。



# お酒の適正な販売管理に向けて

国税庁では、酒類の適正な販売管理の確保に資するため、酒類の販売管理状況等について、毎年4月、酒類小売業者の皆様から「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」を提出していただくこととしておりますので、必ず提出いただきますようお願いします。

提出にあたりましては、事業所・ご自宅からオンラインを利用した国税電子申告・納税システム(e-Tax)による提出が大変便利です。  
詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。



<http://www.e-tax.nta.go.jp>

利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q & A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前に是非ご覧ください。

分かりにくい点や更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、税務署の担当酒類指導官又は酒類業調整官にお尋ねください。

国税庁ホームページでは、身近な税の情報を提供するとともに、酒類に関する情報を随時掲載しています。

- 国税庁のホームページのアドレスは、  
<http://www.nta.go.jp/> です。

「お酒に関する情報」は  
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/sake.htm>  
です。



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。